

陳情第153号 自衛隊への名簿提供の中止を求める陳情

2025年6月6日 札幌市議会総務委員会

趣 旨 説 明

弁護士 佐 藤 博 文

住民基本台帳に基づく個人情報管理は自治体の責任です。

- 1 住民基本台帳法（住基法）に基づいて住民の個人情報を管理することは、「住民の福祉の向上を図る」（地方自治法1条の2）地方自治の本旨（憲法92条）に基づく、地方自治体の最も基本的かつ重要な職務です。

第3条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 住民情報の管理を国ではなく国から独立した自治体に委ねた理由は何でしょうか。

それは、戦前の市町村は、個人の尊厳、個人主義を認めない、全体主義・軍国主義国家の下部機関とされていたからです。市町村に兵籍係があり、兵籍簿が作られ、これに基づいて召集令状が送られました。兵隊だけでなく、市町村が管理する住民名簿は、「国家総動員」で国家が住民を徴用する「台帳」の機能も果しました。

このように、住基法3条には、憲法13条（個人の尊厳と人権保障）と9条（戦争放棄）、92条（地方分権と自治）が凝縮されているのです。

- 3 現行住基法は1967（昭和42）年に制定されましたが、2006（平成18）年11月に改正されるまで、住基台帳は原則誰でも閲覧することができ、自衛隊も利用しました。1980年頃には高卒予定者の閲覧を通じて将来の徴兵制のために「自衛隊員適格者名簿」を作成しているのではないかと大きな社会問題になりました。現在につながる話です。

- 4 その後、高度情報化社会に進展する中で、プライバシーが「個人の尊厳」をなす重

要な人権であることが認識され、その保護にとどまらず、国家や企業などによって不利益な使い方をされないように主体的に関与する権利（「自己情報コントロール権」あるいは「情報の自己決定権」）が認められることになりました。

こうして、2005年5月には個人情報の保護に関する法律が施行され、翌2006年11月に住基本法が抜本改正され、個人情報を原則公開から非公開へと180度転換されました。その際に次の例外が定められました。

第11条1項 国又は地方公共団体の機関が、「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に、個人4情報に係る部分の写しの「閲覧」のみ可能

同条項の例外を認める「法令」は、犯罪捜査、税務調査、民事裁判、児童の保護等広く社会全体の利益に該当する、対象が個別的に限定されたものです。同年齢の市民全員の情報を丸ごと提供できる規定があるとは誰も考えませんでした。

同改正により、自衛隊も市民と同じく自由に閲覧できなくなったはずでしたが、実は、その後も閲覧が事実上続けられ、名簿で提供する自治体も出てきたのでした。

5 こうした中で、2021年2月5日に防衛省・総務省の課長通知が発せられ、自衛隊法97条1項の「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務」として、施行令120条の「必要な報告又は資料の提出を求めること」が、住基法第11条1項の例外規定にあたりデータ等での名簿提供も求め得るという「運用解釈」を示し、名簿提供を事実上押し付けられ、少なからぬ自治体がこれに応じてきました。

これは、住基法の改正によって根拠となる「法令」が無くなって困り、「運用解釈」で「消えた梯子を掛け替えた」ものと言え、「法律に基づく行政」に反します。

自衛隊法97条1項・同施行令120条は名簿提供の根拠になりません。

1 政府は、住基4情報の例外として提供が認められる「法令」は、自衛隊法97条1項だとします。同条は次のように定めています。

都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。

それを受けた同施行令120条は、次のように定めています。

防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることが

できる。

2 この法律解釈で最も重要なことは、市町村が行なうのは「自衛官及び自衛官候補生」（両者合せて「自衛官」と言う）の募集であって、防衛大生や防衛医科大生、防衛事務官、防衛技官、防衛教官、陸自高等工科学校生など「自衛官以外の自衛隊員」ではないことです。従って、自衛隊がこれらの求人提供名簿を使うことは目的外使用であり、許されません。札幌市と札幌地方協力本部はこの峻別をしていますか。

3 では、「自衛官」とは何か。自衛隊法3条は「我が国を防衛することを主たる任務」とし、同法88条で「武力を行使」するとしています。すなわち、自らの命を賭けて戦闘に従事する（これを賭命義務と言う）兵士であり、国際法上の「戦闘員」です（ジュネーブ条約）。

従って、災害救助が主要な任務のように説明したり、警察や消防と同じ公安職であるかのように説明するのは間違いです。札幌市は、こういうことを、名簿提供や除外申請手続において、未成年者や保護者、市民が正しく理解して判断できるように説明していますか。そうでないとリクルート詐欺になりかねません。

4 自衛隊法97条1項の市町村が行なう「募集に関する事務」とは何でしょうか。

同法施行規則は、第21条～27条の2で採用事務について規定するのみで、募集に関する定めはなく、その下位規範である2等陸士、2等海士及び2等空士たる、自衛官の募集及び採用に関する訓令第2条は、次のように用語を定義しています。

「募集業務」とは、募集に関する計画及び広報、志願、志願受付、ならびに試験を行なうことをいう。

ここから明らかなように、自衛隊の求人活動に名簿の提供で協力することは全く想定されていません。求人活動、しかも名簿提供まで含むのは違法な拡大解釈です。

これに対して、札幌市は、施行令162条を根拠に「募集業務」は法定受託事務だからやらざるをえないと説明します。しかし、「募集業務」として受託される国の事務は、前述の「募集に関する計画及び広報、志願、志願受付、ならびに試験」ですから、名簿の提供は受託事務の範囲を超えます。そうすると、受託事務でなく自治事務となりますが、自治事務として条例制定などの議会手続はとられていません。

18歳未満の市民の名簿提供は未成年者の人権を侵害するものです。

- 1 名簿提供の時点や除外申請受付の時点で、多くの対象者は17歳以下です。それを地方協力本部も札幌市も「18歳」と恰も成年者のように呼ぶのは間違っています。

職業選択や就職先の選択は、未成年者本人の自己決定権に係わる問題であるとともに、保護者には監護教育の責任があります。学校には職業教育、進路指導の責任があります。従って、民間企業や一般官庁と同じように、未成年者本人と保護者の両者に対して正確な情報が行き届き、両者の意思表示（本人の意思決定、保護者の同意）を得て行われる必要があります。

しかし、札幌市は、名簿を提供することと除外申請制度を、ホームページと広報誌で周知する程度で、未成年と保護者の全員に周知していません。除外申請の申請書（末尾添付）は、未成年者と保護者の両方が意思表示する内容になっていません。

- 2 札幌市は、子どもの権利条例を定め、第9条(4)で子どもらしく生きる権利として「プライバシーが守られること」、第11条で参加する権利として「行政等のあらゆる場で自分の意見を表明すること」「適切な情報提供などの支援を受けること」を保障していますが、現在の名簿提供と除外申請はこれに反しています。全ての未成年の子に十分な情報の提供とそれに基づく権利行使ができなければ、名簿を提供してはなりません。

- 3 高校卒業予定者に対する自衛隊の求人活動については、昭和57年4月8日付け通達があり（陳情書の添付資料）、同通知4頁には「(1)家庭訪問の禁止 求人者又はその委託を受けた者が直接家庭訪問し、新規学校卒業者を対象とする求人活動を行うことは、これを禁止するものとする」と明記しています。つまり、保護者や学校を通じて行ない、家庭訪問をするなど生徒に対して直接行なってはならないのです。

ところが、札幌地方協力本部は、ダイレクトメールではなく、ポスティングして家庭訪問を行なっていることを認めています。そうすると、自衛隊は、戸別訪問して本人に面談することも、自衛隊法第97条1項の「募集に関する事務」の範囲だと考えて行動していることになります。札幌市は教育委員会とともに、自衛隊の募集活動の実態を確認し、上記通達が遵守されていなければ、名簿の提供を止めるべきです。

以上

情報提供除外申請書

年 月 日

(宛先) 札幌市長

自衛官等募集事務に係る募集対象者情報からの除外を申請します。

1. 対象者 (本人)

フリガナ		電話番号 ()
氏名		
住所		
生年月日	☐ 当該年度に 18 歳になる方 平成 年 月 日 生まれ	
	☐ 当該年度に 22 歳になる方 平成 年 月 日 生まれ	

※ご本人以外の方が申請を行う場合は、「2. 申請者」の欄もご記載ください。

2. 申請者

フリガナ		電話番号 ()	
氏名		生年月日	大正・昭和・平成
			年 月 日
住所			
注意事項	・ 通知書類は対象者 (本人) 宛に送付されますが。発送までお時間がかかる場合がございますのでご了承ください。 ・ 必ずご本人に承諾を得たうえでご申請ください。		